

特殊詐欺にご注意ください!

<オレオレ詐欺>

電話を利用して親族、警察官、弁護士などを装い、痴漢や交通事故の示談金などの名目で、現金を振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺。

特殊詐欺の中でも、一番多い手口で、最近では振込ではなく、現金を直接手渡しさせるケースもあり、手口が巧妙化しております。

○対策ポイントと注意点○

- ・「オレオレ」と言われても自分から名前を言わず、「どちら様ですか?」と確認しましょう。
- ・子供や孫の名前を言われても簡単に信用せずに、まずは本人と連絡をとりましょう。
- ・電話番号が変わったと言われても、前の番号や自宅に電話を掛けて事実を確認しましょう。

<架空請求詐欺>

郵便・インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、さもありそうな作り話を口実とした、料金を請求する文書等を送り付けて、現金を振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺。

○対策ポイントと注意点○

裁判所からの通達でハガキを利用することはありませんので無視しましょう。
また、ハガキやダイレクトメールに記入されている連絡先には電話しないようにし、番号を電話帳や番号案内で確認しましょう。

<手交型詐欺>

警察官、金融庁、銀行協会、当金庫職員などを装い、言葉巧みにお客様の口座情報を聞き出したり、お客様の暗証番号を聞き出して、直接訪問し、キャッシュカードや現金をだまし取ろうとする詐欺。

○対策ポイントと注意点○

警察官、金融庁、銀行協会、当金庫職員がお客様の暗証番号を尋ねることは一切ありません。
電話の場合、相手の名前、部署などを聞いて実在する人物であるか確認しましょう。
絶対に他人にはキャッシュカードや通帳を渡したり、暗証番号を教えたりしないでください。
「あれ?」と思ったら、迷わず警察やお取引店にまずご一報ください。

<還付金等詐欺>

税務署員や年金事務所職員を装い、税金や医療費の還付金などが受け取れるなどと偽り、ATMに向かわせ、携帯電話でATMの操作を指示し、犯人の口座に送金させて現金をだまし取る詐欺。

○対策ポイントと注意点○

税務署、年金事務所等が携帯電話に連絡して、ATMの操作方法を指示することはありません。

